

令和8年度

クマ対策に関する
危機管理マニュアル



七尾市立東湊小学校

memo

目的

児童の安全確保を最優先とし、クマ等の出没または目撃情報があった際の迅速かつ適切な対応手順と、平時の予防策を明確にすることで、人身被害の防止と学校の危機管理体制の強化を図る。

I. 平常時の予防・準備対策

1. 学校周辺環境の整備（クマ等を寄せ付けない対策）

- 誘引物の除去：

- 生ゴミ、食べ残し、廃棄する果物などは、クマの誘引物となるため、施錠できる場所に保管・管理を徹底する。
- 明るく見通しが良くなるよう、樹木（下枝）の剪定、雑草の伐採を検討する。
- 学校周辺の藪や下草を定期的に刈り払い、クマの隠れ場所をなくす。

- 侵入防止措置：

- 校舎や体育館などの戸締まりを徹底し、特に使わない出入り口や窓は施錠する。

- 備品の準備：

- クマ避けのクマ鈴、笛、空のペットボトルなどを、登下校時の巡回教職員や児童への貸し出し用に準備する。
- クマ撃退スプレー（教職員が訓練を受けた上で、危険な場所に巡回する際などに携帯）の配備を検討する。

2. 児童・教職員への指導・周知

- 児童への指導（定期的な集会や学級活動で実施）：

- 一人で行動せず、複数人で行動する。
- 「クマ等と遭遇しないための行動」：山に近い場所を歩くときは音（鈴、歌など）を出すこと。朝夕の薄暗い時間の単独行動を避けること。
- 「もしクマ等に遭遇したら」：
 1. 静かに、走らず、背中を見せずにゆっくり後退する。
 2. 大声を出さない。
 3. 特に子グマを見ても、近づいたり、かわいいと騒いだりしない（近くに母グマがいる可能性が高く、非常に危険）。

- クマ等の痕跡（足跡、糞、爪痕）を見つけたら、触らず、その場から離れてすぐに大人に報告すること。
- 食べ物を持ち歩かない。
- クマ等を見かけたら、近くの民家に保護をお願いする。

- 教職員への研修：

- クマ等の生態、出没しやすい時間帯（早朝・夕方）、危険な遭遇事例について学習する。
- 緊急時の連絡体制と役割分担を確認する。

II. 緊急時の対応手順（クマ出没時）

1. 情報収集・連絡体制

状況	行動手順	担当者	連絡先・報告先
Step1: 目撃情報の受信	○児童、保護者、地域住民等からクマ等の目撃情報を受け取る。日時、場所、クマ等の大きさ・頭数、進行方向などを詳細に聞き取る。	受信した教職員	教頭
Step2: 学校内への伝達	○校長へ報告し、速やかに校内放送で校内に入るよう指示する。また、教職員を集め情報を共有する。	校長 教頭	全児童・教職員
Step3: 関係機関への報告	○速やかに市教育委員会、市農林水産課鳥獣被害対策室へ報告・情報共有を依頼する。	校長 教頭	七尾市教育委員会 53-5090 七尾市農林水産課 53-8422
Step4: 保護者への連絡	○保護者メールを使用し、目撃情報と学校の対応（集団下校もしくは児童引き渡し、パトロール強化など）を速やかに伝える。	教頭 教務主任	全保護者

2. 登下校時の対応

危険度	対応措置	実施担当者
警戒レベル1（軽度） 学校隣接校区での目撃、痕跡発見など	○保護者メール配信での情報共有（教頭）。 ○パトロール強化：登下校時に教職員、各地区の見守り隊に通学路を巡回・依頼する（教頭）。 ○音の出るもの携行：児童にクマ鈴や空のペットボトルの携行を促す（担任）。	教職員
警戒レベル2（中度） 通学路や学校近隣での目撃、同一地域での再目撃など	○保護者メール配信での情報共有（教頭）。 ○保護者等による送迎の要請：状況により、校舎前での乗降、各教室での児童受け渡し（担任）。 ○保護者等到着までの待機体制：速やかな受け渡しが不可能な場合、2階礼法室で待機（級外）。	教職員 保護者
警戒レベル3（高度） 校地内または極めて近隣での目撃、人身被害の恐れ	○登下校の中止または見合わせ：七尾市教育委員会と協議（校長）の上、登下校を一時中止または見合わせ、児童を家庭または学校待機とする。 ○保護者メール配信での情報共有（教頭）。 ○保護者等による送迎の要請：校舎前での乗降、各教室での児童受け渡し（担任）。	校長 教頭 市教委

3. 在校時の対応

(1) クマ等が校区内で発見された場合

- 即座の避難:
 - 情報を受けた教職員は、直ちに管理職に報告する。教頭（校長）は、校内放送で「緊急連絡。クマが接近（または侵入）しました。児童は直ちに校舎内へ避難してください。」と指示する。
 - 屋外にいる児童は、教職員の指示に従い、静かに、走らず校舎内へ入り、教室に戻り担任の指示を聞く。
 - 養護教諭は、児童玄関の施錠をする。
- 校舎内での対応:
 - 学級担任は、児童を校舎内での活動に限定させる。
 - 1・2年およびわかくさ学級の担任は、教室の窓を施錠し、カーテンを閉める。
 - 校務員・SSS・支援員は、校舎および体育館の1階全ての窓と外扉を施錠する。
- その他の対応:
 - 安全が確認されるまで、児童の校舎外への移動を厳禁とする。
 - 保護者への児童引き渡しを実施する。
 - 地区の見守り隊に校区巡回を依頼する。

(2) クマ等が校地内に侵入または接近した場合

- 即座の避難:
 - 目撃した教職員は、周辺児童への注意喚起及び静かに、走らず校舎内へ入り、教室に戻り担任の指示を聞くよう伝える。また、電話等で速やかにクマ等接近の情報を職員室に伝える。その後、児童玄関を施錠する。
 - 情報を受けた教職員は、直ちに管理職に報告する。教頭（校長）は、校内放送で「緊急連絡。クマが接近（または侵入）しました。児童は直ちに校舎内へ避難してください。」と指示する。
- 校舎内での待機:
 - 学級担任は、児童を2階以上の部屋に移動させる。
 - 校務員・SSS・支援員は、全ての窓、ドアを施錠し、シャッター（場合によっては防火扉）を閉め、カーテンを閉める。
 - クマ等が侵入できないよう、校舎の周囲を警戒・監視する。警戒監視担当（児童玄関付近：養護教諭・SSS、ランチルーム付近：校務員・配膳員、体育館付近：支援員）
- その他の対応:
 - 校長または教頭が警察、市役所に連絡し、現場の状況を伝え、駆除・捕獲を要請する。
 - むやみにクマに近づいたり、刺激したりしない。
 - 安全が確認されるまで、児童の校舎外への移動を厳禁とする。
 - 保護者への児童引き渡しを実施する。

III. 事後対応・再発防止

- **情報公開と検証:**
 - 事案発生後、学校の対応について市教委に報告・相談するとともに速やかに保護者へも状況説明・対応依頼を行う。
 - 学校の対応を検証し、必要に応じて、マニュアルの改定を行う。
- **心のケア:**
 - クマの目撃・遭遇により動搖している児童や教職員に対し、養護教諭やスクールカウンセラーが連携して心のケアを行う。

IV. 保護者等への送迎の要請について

1. 保護者へ送迎を要請する要件

- 校区内にクマ目撃情報があった場合、目撃情報があった場所を確認して、全校区または校区の一部（クマ目撃情報のあった場所近辺）の児童の登下校時の送迎を保護者にお願いする。
- 送迎を要請する区間は、原則として、徒步通学児童は、自宅 - 学校間、バス通学児童は自宅 - バス停間とする。放課後児童クラブを利用している児童については、放課後児童クラブ職員に引き渡す（通常と同じ）。ただし、クマ出没によって放課後児童クラブが運営を休止した場合は、保護者へ送迎を要請する。
- 送迎を要請する対象の保護者については、目撃情報があった場所・状況を確認した上で、速やかに決定する。
- 送迎を要請する期間は、クマ目撃情報および市農林水産課の意見等を踏まえ、市教育委員会と協議して、適切に判断する。

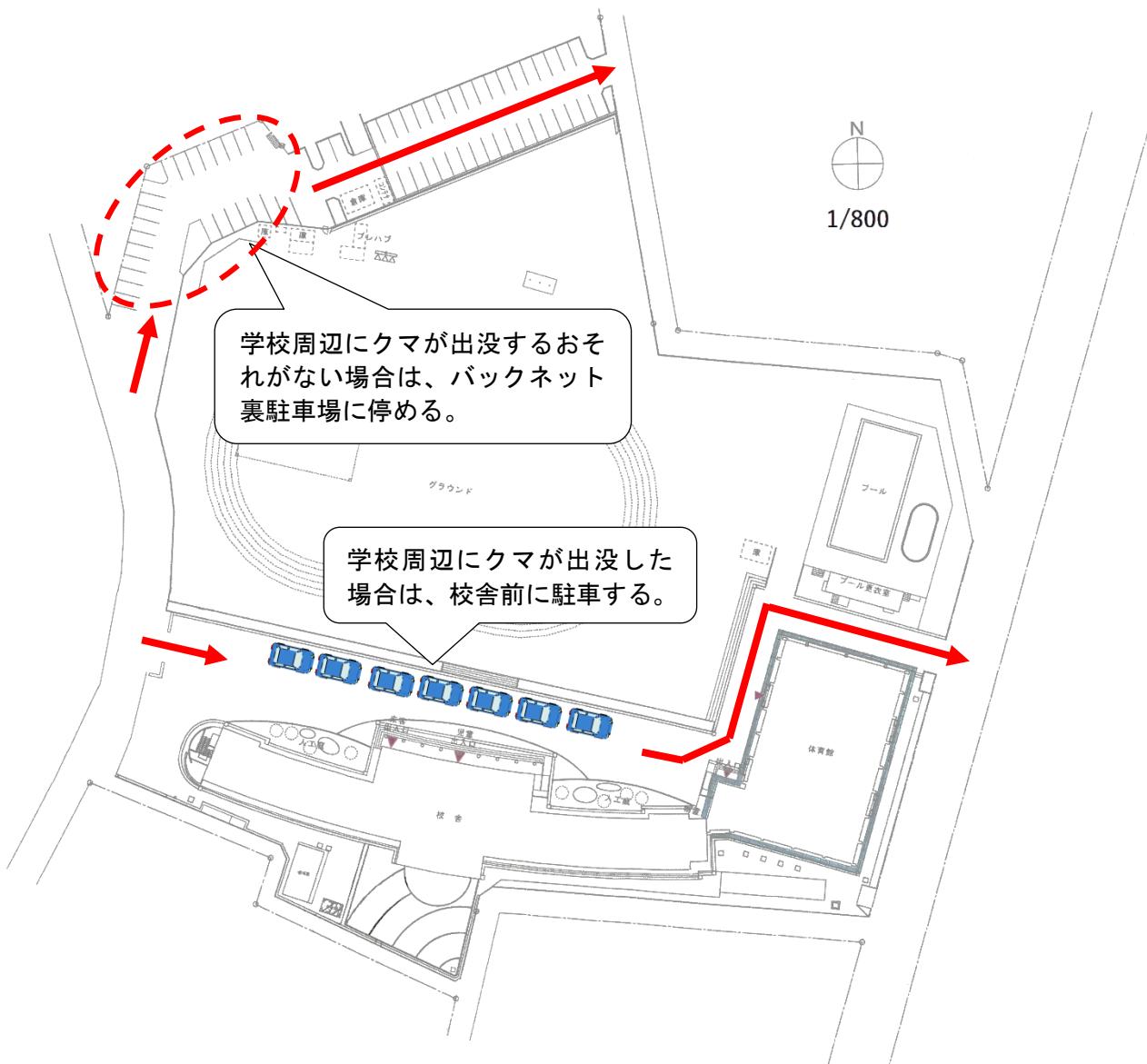
2. 保護者へ送迎を要請する流れ

- ① クマ目撃情報の受信
- ② クマの目撃場所・状況の確認
- ③ 送迎を要請する地区の選定
- ④ 保護者へのメール配信
(全保護者対象：送迎を要請しない地区の保護者にも状況を伝える)
- ⑤ 児童の登下校の送迎実施
- ⑥ クマ目撃情報および市農林水産課からの情報で状況を確認して、送迎を要請する期間を設定し、再度、保護者へメール配信

3. 保護者が下校時刻に迎えに来られない場合

- 保護者は、下校時に迎えに来られない旨の連絡を学校に入れる。
- その際保護者は、迎えに来る時刻、迎えに来る人を告げる。
- 当該児童はその間、礼法室で待機する（級外）。
- バス通学児童の保護者も、バス停まで所定の時刻に迎えに行けない場合は学校に連絡する。その場合、児童は学校待機で、保護者が学校まで迎えに来る。

4. 保護者車両の導線



V. 付記

- クマ対応においては、原則として、集団下校措置は取らない。理由は以下の通りである。
 - 集団で行動することは、クマの接近に対して一定の抑止効果はあるが、個々の自宅へ至るまでには、一人になる区間を歩かなければならない児童もいる。
 - 特に冬眠前のクマは凶暴となり、集団であっても襲ってくる場合もある。
- よって、本校の校区外で、一定程度離れた場所でのクマ目撃があった場合は、できるだけ近隣の児童と一緒に登下校することを呼びかけることもあるが、校区内で目撃情報があった場合は、保護者の送迎を要請するものとする。